

<裁判員制度調査報告 第26次報告>



裁判員ネット
あなたが変わる裁判員制度

2022年11月20日

一般社団法人裁判員ネット

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-3 NAビル4階
東京千代田法律事務所内 裁判員ネット事務局
Mail: info@saibanin.net

目次

はじめに	P1
裁判員制度調査報告	P2～P7
1 裁判員の選任状況	P2
2 裁判員裁判における判決	P3
3 裁判員年齢の引き下げと法教育	P6

はじめに

はじめに、新型コロナウイルスでお亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の方には心よりお悔やみを申し上げます。また感染された皆さまの一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。そして医療に従事されている方や、小売や物流、インフラ等社会生活の維持のために日々尽力されている全ての皆さまに深く敬意を表します。

裁判員制度がスタートしてから12年が経過しましたが、これまでに裁判員や補充裁判員を務めた人は10万人を超えました。しかし、全国の様々な場所で市民が裁判に参加しているにもかかわらず、その経験が社会で十分に共有され、活用されているとは言えません。多くの一般市民にとって、日常的に裁判員制度を意識する機会は殆どないと言ってよく、自分には関係ない制度と考えている人も少なくないのではないのでしょうか。

裁判員裁判を行うことの意義があるとするれば、それは市民が「主体性」をもって司法に参加できたときです。裁判員を務めた人の経験が広く社会に共有され、裁判員になったことのない人も、ひとりの市民として制度や裁判の在り方について考えられるようになったとき、初めて市民が主体的に司法に参加していると言えるのではないのでしょうか。

裁判員ネットでは、これまでに300人を超える市民モニターとともに600件以上の裁判員裁判のモニタリングを行ってきました。この活動から、いつか裁判員になるかもしれない市民が、裁判員制度や市民参加といったテーマを身近なものとして捉え、自分に関わりのある問題として真摯に向き合うことの大切さを実感してきました。

この報告書が、皆さんとともに裁判員制度や市民参加について知り、考えていくための一助となれば幸いです。

裁判員制度調査報告

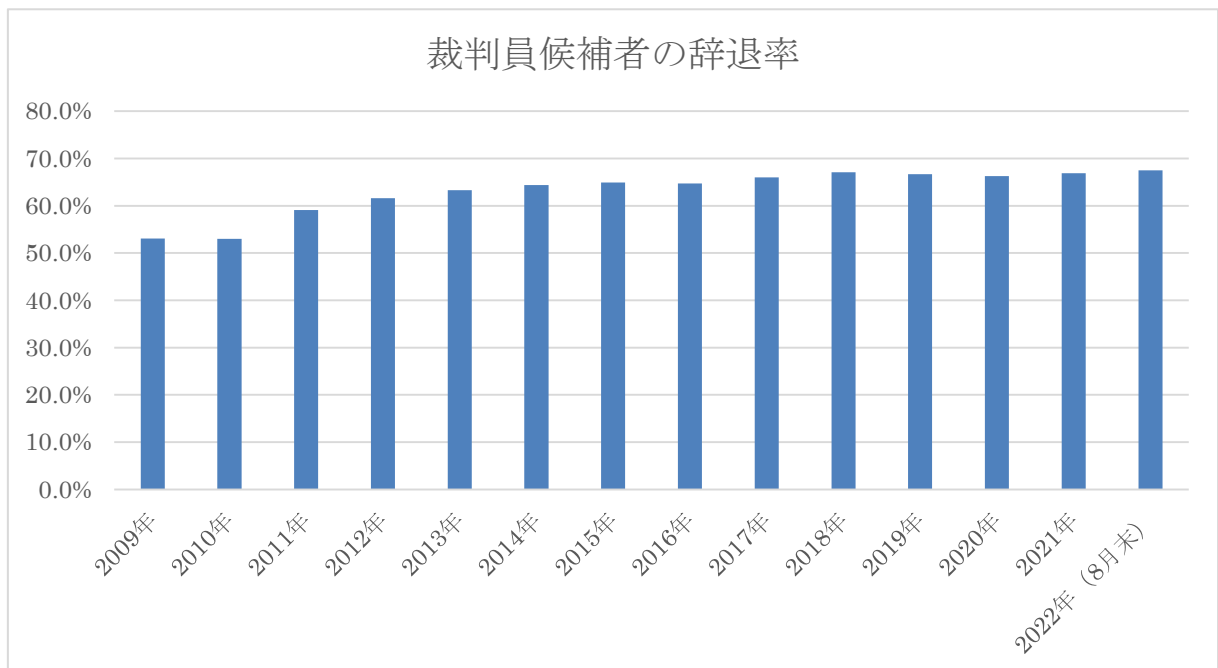
裁判員制度が2009年5月21日に始まって12年経ちましたが、この間に、裁判員候補者は360万人を超え、そのうち11万人以上が裁判員又は補充裁判員として実際に刑事裁判に参加しました。

このように多くの市民が重大な刑事事件を取り扱う裁判員裁判に参加してきましたが、その中で市民の視点から見えてきた課題もあります。本稿では、最新のデータから制度の運用状況や課題について考えると共に、2022年5月以降の主なトピックを紹介していきます。

1 裁判員の選任状況

裁判所の取りまとめ¹によると、制度施行から2022年8月末までの間、全国60の地方裁判所（10支部を含む）において85,307人が裁判員を経験し、28,969人が補充裁判員を経験しています。

選任手続についてみると、選定された裁判員候補者のうち、辞退が認められた裁判員候補者の割合（辞退率）は、制度開始時（2009年）の53.1%から上昇しており、2020年は66.3%、2021年は66.9%、2022年（2月末まで）は67.5%となっています。

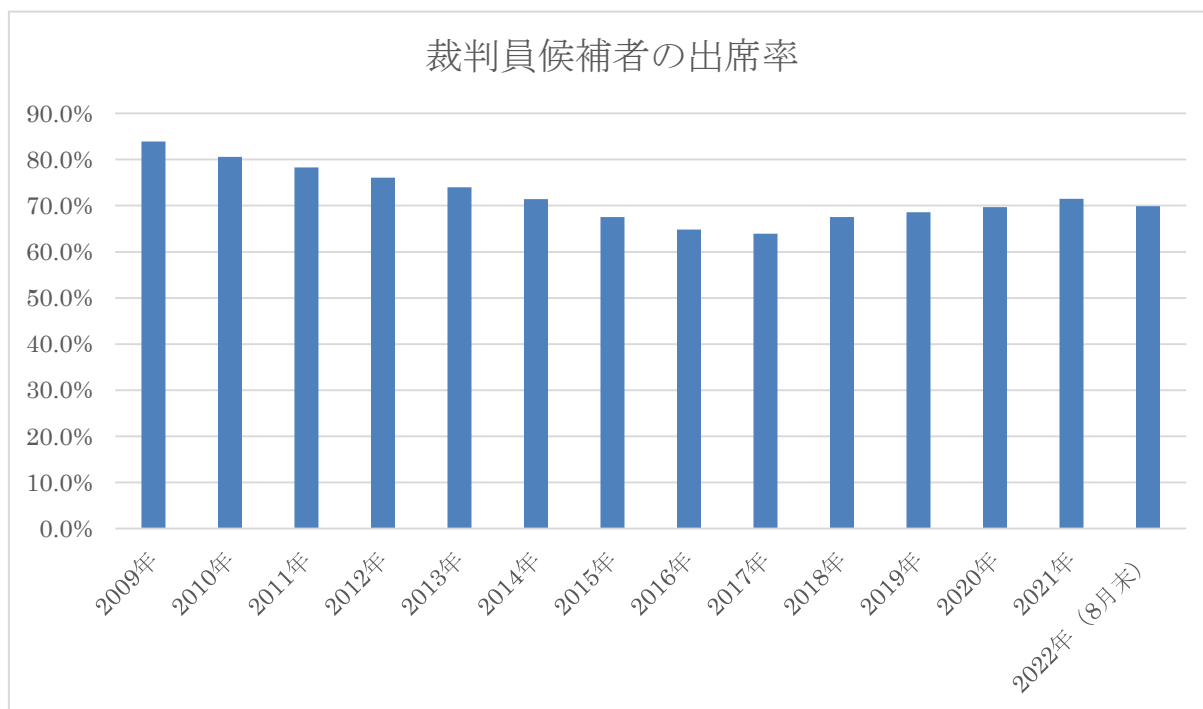


また、質問票等で事前には辞退が認められず、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者の出席率は、制度開始時（2009年）の83.9%から低下しており、2020年は69.7%、2021年は71.5%、2022年（2月末まで）は69.9%となっています。

呼出しを受けた裁判員候補者は、選任手続期日に出席しなければならず（裁判員法29条1項）、正当な理由なく出席しない場合、10万円以下の過料に処される可能性があります（裁判

¹ 裁判員制度の実施状況について（制度施行～令和4年8月末・速報）

員法 112 条 1 号)。しかし、現時点で、出頭しない裁判員候補者が過料に処せられたという発表、報道はありません。



辞退率が上昇し、出席率が低下している現状は、司法への市民参加が目的である裁判員制度の根本に関わる問題です。引き続き、これらのデータに注目していきたいと思います。

2 裁判員裁判における判決

(1) 裁判員裁判での判決人員

裁判所の取りまとめによると、2022年8月末までに裁判員裁判で判決が言い渡された被告人(終局人員)は15,115人で、その内訳は、14,646人が有罪、138人が無罪、16人が家庭裁判所への移送(少年法55条による家裁移送決定)、315人がその他(免訴、控訴棄却、移送等)となっています。

裁判員裁判で扱われた事件の罪名別人数は、殺人が3,478人で最も多く、次いで強盗致傷が3,207人、以下、現住建造物等放火が1,433人、傷害致死が1,405人、覚醒剤取締法違反が1,362人と続いています。

(2) 裁判員裁判と死刑判決

裁判員裁判では、一般市民から選ばれた裁判員が、有罪無罪の判断だけでなく、量刑の判断も行います。裁判員裁判の対象となるのは、法定刑が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件などの一定の重大な犯罪です(裁判員法2条)。例えば、殺人罪、強盗致傷罪、現住建造物等放火罪、危険運転致死傷罪等が対象となります。そのため、事件によっては、裁判員も死刑の判断に関わることになります。

裁判員ネットの調査によれば、2022年11月20日時点で、裁判員裁判において死刑が求刑された事件は全国で63件あり、そのうち44件で死刑判決がなされています。

(裁判員裁判で死刑が求刑された事件 2022年11月20日現在)

	一審判決日	事案	一審		控訴審	上告審
1	2010/11/1	殺人罪	東京地裁	無期懲役	—	—
2	2010/11/16	強盗殺人、死体損壊罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—
3	2010/11/25	殺人罪等	仙台地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
4	2010/12/8	殺人罪	宮崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
5	2010/12/10	強盗殺人罪等	鹿児島地裁	無罪	被告人死亡 公訴棄却	—
6	2011/3/15	強盗殺人罪	東京地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
7	2011/3/25	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
8	2011/6/17	殺人罪	横浜地裁	死刑 (執行)	取下げ	—
9	2011/6/21	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
10	2011/6/30	強盗殺人、現住建造物等放 火、強盗強姦罪等	千葉地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
11	2011/7/20	殺人罪等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
12	2011/10/25	強盗殺人、強盗殺人未遂罪等	熊本地裁	死刑 (執行)	控訴棄却	取下げ
13	2011/10/31	殺人、現住建造物等放火罪等	大阪地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
14	2011/12/6	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
15	2011/12/27	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
16	2012/2/24	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
17	2012/3/19	殺人、窃盗罪	鹿児島地裁	無期懲役	—	—
18	2012/4/13	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
19	2012/11/6	強盗殺人、殺人等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
20	2012/12/4	殺人罪等	鳥取地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
21	2012/12/12	殺人罪	大阪地裁	無期懲役	控訴棄却	取下げ
22	2013/2/14	強盗殺人、強盗強姦、死体 損壊・遺棄罪等	岡山地裁	死刑 (執行)	取下げ	—
23	2013/3/13	強盗殺人罪等	広島地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
24	2013/3/14	強盗殺人罪等	福島地裁郡山支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
25	2013/6/11	殺人、現住建造物等放火罪等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
26	2013/6/14	殺人、脅迫罪等	長崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
27	2013/6/26	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却

28	2014/3/10	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
29	2014/9/19	強盗殺人、死体遺棄等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
30	2015/2/20	強盗殺人罪等	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
31	2015/6/26	殺人罪等	大阪地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
32	2015/7/28	殺人、現住建造物等放火罪	山口地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
33	2015/12/15	強盗殺人罪	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
34	2016/2/5	強盗殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	—	—
35	2016/3/18	殺人罪等	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
36	2016/7/20	強盗殺人罪	前橋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
37	2016/10/3	殺人罪等	福岡地裁小倉支部	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
38	2016/11/2	殺人罪等	名古屋地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
39	2016/11/24	強盗殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
40	2016/12/14	殺人罪等	岐阜地裁	無期懲役	—	—
41	2017/3/22	殺人、銃刀法違反罪	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
42	2017/8/25	殺人、詐欺罪等	甲府地裁	死刑	控訴棄却	上告中
43	2017/11/7	殺人、強盗殺人未遂罪	京都地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
44	2018/2/23	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁	死刑	控訴棄却	取下げ
45	2018/3/9	強盗殺人罪等	さいたま地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
46	2018/3/22	殺人罪	横浜地裁	死刑	控訴棄却	上告中
47	2018/7/6	殺人、強制わいせつ致死等	千葉地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
48	2018/7/20	殺人罪等	横浜地裁	懲役23年	破棄差戻し	上告棄却
” ※1	2021/9/3	殺人罪等	横浜地裁(差戻審)	無期懲役		
49	2018/8/6	殺人罪	佐賀地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
50	2018/11/8	殺人、逮捕監禁致死	神戸地裁姫路支部	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
51	2018/12/19	殺人罪	大阪地裁	死刑	取下げ	—
52	2019/3/8	強盗殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	破棄差戻し	上告棄却
”		強盗殺人罪	名古屋地裁(差戻審)			
53	2019/3/15	殺人・逮捕監禁致死罪等	神戸地裁姫路支部	死刑	控訴棄却	上告中
54	2019/11/8	殺人・強盗致死傷等	甲府地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
55	2019/12/4	殺人罪等	新潟地裁	無期懲役	控訴中	
56	2019/12/13	殺人罪	福岡地裁	死刑	控訴棄却	上告中
57	2020/3/18	殺人罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—
58	2020/12/11	殺人、死体遺棄	鹿児島地裁	死刑	控訴中	
59	2020/12/15	強盗・強制性交殺人、死体損壊、死体遺棄	東京地裁立川支部	死刑	取下げ	
60	2021/3/5	強盗殺人罪等	富山地裁	無期懲役	控訴中	

61	2021/6/24	殺人、道交法違反	福岡地裁郡山支部	死刑	控訴中	
62	2021/6/30	殺人、非現住建造物等放火	水戸地裁	死刑	控訴中	
※2	2021/8/24	殺人、組織犯罪処罰法違反	福岡地裁	死刑	控訴中	
63	2021/11/9	殺人、殺人予備	横浜地裁	無期懲役	控訴中	

(網掛けの24件は死刑判決が確定)

※1：差戻審は無期懲役求刑

※2：裁判員裁判から除外

3 裁判員年齢の引き下げと法教育

(1) 18歳以上から裁判員に

2022年4月1日、裁判員に選ばれる年齢（以下「裁判員年齢」といいます。）がそれまでの20歳以上から18歳以上に引き下げられました。

裁判員は、衆議院議員選挙権を有する者の中から選ばれます（裁判員法13条）。裁判員制度が始まった2009年当時、選挙権年齢は20歳以上とされており、裁判員も20歳以上の選挙権を有する者の中から選ばれていました。2016年6月19日に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられましたが、裁判員は、当分の間、20歳以上の選挙権を有する者の中から選ばれることとされてきました（公職選挙法附則10条）。そして、2022年4月1日に公職選挙法附則10条が削除されたため、裁判員は、18歳以上の選挙権を有する者の中から選ばれることとなりました。

2022年11月15日には、18歳、19歳の方も含めた約21万人に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が送付されました²。これらの方が実際に裁判員に選任されるのは2023年2月以降になります。

(2) 裁判員制度に関する法教育

裁判員年齢の引き下げを受けて、18歳から裁判員になることを意識した裁判官による出張授業が大学や高校で行われています³。中学校では、裁判官を招き、生徒が裁判官や検察官、弁護士、裁判員、被告などを演じる模擬裁判授業を行う様子も報道されています⁴。また、出張授業だけではなく、裁判所で「裁判員体験会」を行い、そこに大学生が参加する形やオンラインでの説明会が行われています⁵⁶。

²最高裁判所「裁判員候補者名簿記載通知について」

https://www.saibanin.courts.go.jp/topics/detail/13_11_12_meibo_hassou.html

³「18歳裁判員に備え法教育 高校や大学 裁判官ら授業」（読売新聞 2022年10月20日）

<https://www.yomiuri.co.jp/local/aichi/news/20221019-OYTNT50198/>

⁴「現役の裁判官招き模擬裁判 直方の植木中 生徒らが検察官役など」（朝日新聞 2022年10月18日）

<https://www.asahi.com/articles/ASQBK7SBJQBGTGPB00D.html>

⁵「山口大の学生が裁判員裁判体験」（読売新聞 2022年10月15日）

<https://www.yomiuri.co.jp/local/yamaguchi/news/20221014-OYTNT50103/>

⁶「来年以降裁判員対象に 高校生がオンラインで裁判を学ぶ説明会」（NHK 2022年10月11日）

<https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20221011/1000085737.html>

法務省は、検察官を含む法務省職員を派遣する法教育出前授業を行っています⁷。日本弁護士連合会や各地の弁護士会でも法教育に取り組んでいます。例えば、東京弁護士会の裁判員制度センターでは、中学、高校、地方公共団体、一般企業、また、地域の自治会などに対し、裁判員制度に関する講師派遣を行っています⁸。

このような法教育が行われる意義は大きいですが、出張授業等を行っている学校は全体で見ればまだわずかではないでしょうか。裁判員年齢の引き下げによって、法教育の役割はより重要になっています。幅広い学校で法教育の機会を増やしていき、市民が主体的に裁判員裁判に参加できるようにしていくことが大切だと考えています⁹。

⁷法務省「法教育出前授業・講師派遣」 <https://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/houkoku02.html>

⁸東京弁護士会「裁判員ってどんな仕事？」 <https://www.toben.or.jp/manabu/saibanin/>

⁹裁判員ネットでは、裁判員制度の法教育をより広い範囲で実現するために、裁判員裁判が行われている全国60の地方裁判所・支部の管轄地域を単位として、裁判所・検察庁・弁護士会・研究者・裁判員経験者と法教育に関わる教員の連携・協働の場をつくることを提案しています（大城聡・坂上暢幸・福田隆行『増補改訂版 あなたが変える裁判員制度』（同時代社）187ページ）。